

次のいず

れかに当てはまる児童を監

児童扶養手当は、

ひとり親家庭の生



④①から③以外で、

避難の際に地域の

知っていますか?災害時要援護者登録制度

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

難の手助けが素早く、

ようにするために、

災害時要援護者登

申請方法 願い

録制度を設けています

災害時要援護者

災害時要援護者登録制度とは

市では、

災害などが発生したとき、

地域支援者とは

皆さんの支援が必要な人

災害時要援護者を普段から見守り、

家族 地域

などの支援が十分に受けられず、 避難所へ避難することが困難で、

の皆さんの支援を必要とする人

(災害

緒に避難したりすることを心がけてく 災害時には必要な情報を伝えたり、

に、災害情報の提供や避

安全に行

れ

はありません。 れる人です。

?。できる範囲で支援をお決して責任を伴うもので

します。

る助け合いが基本 地域の皆さんによ 人)や自主防災組 自治会など、



童委員にご相談ください

市は、

登録申請書をもとに登録台帳

難な場合は、自治会長や民生委員、児さい。地域支援者を見つけることが困

は各支所に登録申請書を提出してくだ

支援者を自分で見つけて、

制度への登録を希望する人は、

福祉課またる人は、地域

となります

災害時要援護者登録の対象者

②身体障がい者・療容よびこれに準ずる-①介護保険の要介護認定を受けた人お 療育・ 精神保健等手

在宅で生活する次のような人が対象

請します。

登録を希望する

人は、

個人情報が地

児童委員に提供し、

災害時に避難誘導 いただけるよう要

が居住する地区の自治会長や民生委員 を作成し、その台帳を災害時要援護者

などの支援を行って

帳の交付を受け

域の皆さんに提

同意のうえ、申 供されることに 請してください

合わせください 祉課までお問い しくは、 福

一人暮らし高齢者およびこれに準ず

石井智恵子さん (高瀬町: 左) と續木千惠子さん (詫





児童扶養手当制度のお知らせ

▶申し込み・問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

最初の3月31日(ただし一定以上の障 護している母もしくは父または養育者 かな成長を願って支給される手当です 活の安定と自立を促進し、児童の健や に対して、その児童が18歳になった後

支給対象 されます がいがある場合は20歳未満)まで支給

・父母が離婚した後、どちらか一方と 父または母が死亡した児童 父または母が重度の障がいの状態に のみ生計を同じくしている児童 ある児童

る児童 父または母に1年以上遺棄されてい 童 父または母の生死が明らかでない児

母が婚姻によらない されている児童 父または母が引き続き1年以上拘禁 で懐胎した児童

・児童が里親に委託されたり、 児童や手当を受けようとする父も 祉施設などに入所しているとき くは母または養育者が日本国内に住

手当が支給されない場合 令を受けた児童 父または母の申し立てにより保護命

児童福

※所得により手当の全部の ※一部支給額は、所得により10円単位 ます。 詳しくは、 場合があり 支給が停止される で減額されます。

子育て支援課

ください。

一部支給 全部支給 2人目加算 全部支給 一部支給 9,990円、 9,980円 42,280円 2, 2 9 0 円

全部支給 3人目以降加算 9, 9 8 0 円 5, 000 円

3/22 三豊市役所

一部支給 5, 980円 5,990円、 3,000円

日赤炊き出しコンテストで

「肉もっそ雑炊」が2冠達成

日本赤十字社香川県支部主催の「赤十字非常食炊き

出しコンテスト」で三豊市・善通寺市・三木町で構成さ

れたチームが最優秀グランプリを獲得しました。三豊市 からは豊中町比地大奉仕団が出場。ごはん部門でも最

優秀賞を獲得し、見事2冠を達成しました。

ているとき

手当額 (月額) き(母子家庭の場合のみ該当) 該当してから5年を経過していると 平成15年4月1日以前に支給要件に

父または母が婚姻 (事実婚含む)

BELLOT ESENEWS



なりました。

人目

4月分から児童扶養手当額が変更に

3/28 マリンウェーブ

いろんな仕事が大集合!

市内外の企業などが協力し、うらしまキッズ 詫間 「わくわく職業体験プロジェクト」 が開催 されました。大工、看護師・薬剤師、パティシ エなど、たくさんの職業を経験した子どもたち は、将来の夢をふくらませました。

第11回 市長杯剣道大会

<中学生の部>

豊中中学校A 団体戦男子

仁尾中学校A

団体戦女子 優 詫間中学校 三豊中学校





培った技能を次世代へつなぐ

間町:右)が「香川県むらの技能伝承士」に選ばれ、県 庁で登録証の交付式が行われました。お二人は、生活 研究グループや市主催の伝承講座で講師を務めており、 食生活の分野での活動が評価されました。